

大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学
連合小児発達学研究所寄附講座運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所寄附講座運営規程第3条第2項の規定に基づき、寄附講座運営委員会（以下「運営委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 当該寄附講座の予算及び決算に関すること。
- (2) 当該寄附講座の教育・研究に関すること。
- (3) 当該寄附講座の教員の人事に関すること。
- (4) その他当該寄附講座に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 副研究科長
- (3) 当該寄附講座の教授又は准教授
- (4) その他運営委員会が必要と認めた者

2 運営委員会は、前項第3号の委員が着任したときから発足し、当該寄附講座の教育研究の成果の公表をもって終了する。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に支障あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 運営委員会の議事は、委員の過半数の出席を得て、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(教授会への附議)

第6条 委員長は、運営委員会を開催したときは、審議の結果を教授会に附議又は報告するものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、寄附講座の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 9 月 2 5 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。